

台東区議会議員選挙・台東区長選挙

4月23日(日) 午前7時～午後8時

告示日 4月16日(日)

投票できる方には、世帯全員分の「選挙のお知らせ」を、世帯主宛てに郵送します

●「選挙のお知らせ」があれば受付が簡単に済みます

4月16日(日)以降郵送予定です。投票にお出かけの際は、ご自分の「選挙のお知らせ」をお持ちください。
※「選挙のお知らせ」がなくても投票はできますので、投票所の係員にお申し出ください(受付にお時間をいただきます)。

●期日前投票のご案内

「選挙の当日は仕事で忙しい。」「ほかに予定がある。」そんなときは、「期日前投票」をご利用ください。

▷時間 午前8時30分～午後8時(土曜日と同じ)

期日前投票場所	期間
台東区役所1階(東上野4-5-6)	4月17日(月)～22日(土)
谷中区民館[西部区民事務所谷中分室併設]2階(谷中5-6-5)	
浅草橋区民館6階(浅草橋2-8-7)	
台東リバーサイドスポーツセンター体育館3階(今戸1-1-10)	
生涯学習センター1階(西浅草3-25-16)	
金杉区民館[西部区民事務所併設]1階(下谷3-1-30)	

問合せ 台東区選挙管理委員会事務局
TEL (5246) 1461



▲「選挙のお知らせ」の封筒



▲ご自分の「選挙のお知らせ」

商店街空き店舗活用に関する助成

●商店街の空き店舗で開業する方へ
～家賃の一部を助成します～

▷対象 区内近隣型商店街の空き店舗を借り上げて開業する中小企業者等で、具体的な計画がある方

▷助成件数 5件

▷助成額 家賃の2分の1(上限1年目は月額5万円、2年目は月額4万円、3年目は月額3万円)

▷助成期間 3年間

▷申込期間 4月10日(月)～9月15日(金)

申込方法等、詳しくは区HPをご覧ください(募集のチラシは区HPからダウンロード可)。

▷問合せ 産業振興課

TEL (5246) 1142

●商店街の店舗兼住宅の所有者の方へ
～店舗と住宅の共用部分の分離に必要な改修費の一部を助成します～

▷対象 区内近隣型商店街の店舗兼住宅の所有者

▷助成件数 2件

▷助成額 費用の2分の1(上限100万円)

▷申込期間 4月10日(月)～12月28日(木)

※予定件数に達し次第終了



「台東区芸術文化支援制度」 アートプランを募集

【対象】積極的に芸術文化活動を行いたいと考えている個人・団体 **募集企画** 文化のまち・台東区にふさわしく、魅力あふれ、斬新な表現の創造や発展につながるような企画 **企画の条件** 次の条件を全て満たす芸術文化に関わる企画 ①台東区にふさわしく、区が支援する意義がある ②区内で実施 ③9月1日(金)～6年3月15日(金)に実施 ④この支援がなければ、実施困難 ⑤原則、プロのアーティストが関わる ⑥広く区民等に周知され、区民等の鑑賞または参加の機会が提供される ⑦感染症拡大防止の各種ガイドライン等を遵守し、区民等が安心して芸術鑑賞できる環境を整えて実施 **支援内容** ①総額180万円の経費助成 ②区および区アートアドバイザーによる助言等のサポート **申請方法** 申請書(区HPからダウンロード可) および必要書類を下記問合せ先へ郵送 **申請期限** 4月17日(月)～5月8日(月) ※5月8日(月)までの消印があり、かつ5月9日(火)までに到着したものまで有効 **問合せ** 〒110-8615 台東区役所文化振興課 TEL (5246) 1328



中小企業の皆さんを応援します

区内中小企業の皆さんに対して、助成金による支援を行っています。各助成金には細かい要件がありますので、詳しくは、事業団HP(下記二次元コード)をご確認ください。

▷問合せ 台東区産業振興事業団

TEL (5829) 4124



5年度指定保養施設のご案内

5年度も引き続き、下記3施設を指定保養施設として利用できます。ぜひご利用ください。利用の際は、利用券の事前申請が必要です。詳しくは、区HPまたは区民事務所等で配布している利用案内をご覧ください。

- ・「鬼怒川観光ホテル」(鬼怒川)
- ・「ホテル・サンミ俱樂部」(熱海)
- ・「季の湯 雪月花」(強羅)

▷問合せ 区民課 TEL (5246) 1123

改正個人情報保護法が施行されました

4月から、区にも全国共通の個人情報保

護のルールが適用されます。改正法では、事務遂行に必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定した上で個人情報を保有することになります。また、区がどのような個人情報を保有しているかを記録した個人情報ファイル簿という帳簿を新たに作成・公表します。個人情報の目的外利用および外部提供については引き続き制限されます。今後も、これまで同様、適正に個人情報の保護を図っていきます。

個人情報保護制度について詳しくは、下記二次元コードをご確認ください。

▷問合せ 総務課

TEL (5246) 1055



厚生労働省主催の5年度慰霊巡拝が実施されます

巡拝を希望する区内在住の遺族の方は、下記へお問合せください。

▷巡拝地域 カザフスタン共和国、イルクーツク州・ブリヤート共和国、ハバロフスク地方・ユダヤ自治州、中国東北地方(旧満州地区全域)、インドネシア(ニューギニア島西部を含む)、東部ニューギニア(ニューギニア島東部)、北ボルネオ、ビスマーク諸島、インド、フィリピン、マーシャル諸島、マン

マー、硫黄島

※中止・変更の場合あり

▷問合せ 福祉課 TEL (5246) 1172
東京都福祉保健局計画課援護恩給担当

TEL (5320) 4078



交通事故などにあつたとき

交通事故など第三者から受けつけがなどの医療費は、加害者(相手方)が過失割合に応じて負担しますが、届け出により保険証で保険診療を受けることができます。この場合、自己負担分を除いた医療費を保険者が一時立替え、後で加害者(相手方)に請求します。診療を受ける際には、医療機関に事故による受診であることを申し出てください。また、事故(自損事故含む)にあつたら、下記問合せ先へ必ずご連絡ください。担当者が事故の状況などを伺った上で、届出に必要な書類(被害届など)をご案内しますので、事故日から30日以内に提出してください。

※交通事故の場合、事故証明書が必要となりますので、必ず警察にも届け出てく

ださい。

▷対象 区内在住の国民健康保険、後期高齢者医療制度に加入している方

▷問合せ 国民健康保険課給付係

TEL (5246) 1253

国民健康保険課後期高齢者医療係

TEL (5246) 1254



「上野駅前自動二輪車駐車場」 利用のご案内

4月1日より「上野駅前自動二輪車駐車場」の運営を再開しました。

▷場所 上野駅前首都高速高架下(東上野3-19-6)

▷営業時間 午前7時～午後11時(営業時間外の留置き可)

▷料金 30分100円(上限料金24時間800円)

▷駐車できる車両 車長2.5m・車幅1.0m以下の自動二輪車(原付不可)

※定期利用の申込みも募集しています。詳しくは、下記へお問合せください。

▷問合せ 交通対策課

TEL (5246) 1361

